

記入例（様式 21：有機化学物質の実績届出）

有機化学物質（DOC）を5つの施設（プラント）で5,234 t 製造し、そのうち4つの施設（プラント）で、特定有機化学物質（PSF）を590 t（内訳：施設①…15 t、施設②…150 t、施設③…385 t、施設④…2種類のPSFを20 tずつ計40 t）製造した事業所の場合

事業所における有機化学物質の製造量合計が200 tを超えた場合、様式 21 の届出が必要です。
様式 21 には「特定有機化学物質」を含みます。

有機化学物質は、特定物質、指定物質、オリゴマー、ポリマーや、その製造工程において合成反応を含まないもの、発酵により合成されるものは含みません。

化学反応と合成反応と関係はホームページの「有機化学物質届出に係る「合成反応」の定義事例集」を参照下さい。

https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/cwc/todokede.html

対象期間（暦年）や対象物質の定義（上記）に注意してください。

様式第21（第22条関係）

製造実績届出書

2022年1月23日

経済産業大臣殿

経済産業化学株式会社
代表取締役社長 経済 太郎
東京都千代田区霞が関1丁目3番1号

化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律第29条第1項の規定により次のとおり届け出ます。

| | | |
|---|---------------------|---|
| 製造をした事業所の名称 | 経済産業化学株式会社 東京工場 | |
| 製造をした事業所の所在地 | 東京都経産市化学町123番地 | |
| 事業所において製造をした全ての有機化学物質の総量が属する区分 (該当する区分に○をつけること。) | 1,000トン未満 | |
| | 1,000トン以上10,000トン以下 | ○ |
| | 10,000トン超 | |
| 事業所内の有機化学物質の製造施設の数 | 5 | |

備考 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
2 当該事業所において特定有機化学物質を製造している場合には、それらを含めたものとして記入すること。

(記入/提出用簡易チェックリスト)

- 報告内容は暦年（1～12月）となっていますか。
 - オリゴマー、ポリマーや、その製造工程における化学反応に合成反応を含まないもの、発酵により合成されるもの、原料が天然物由来のものは除かれていますか。
 - 製造量は純分換算して算出していますか。
 - 事業所内で製造したDOC/PSF（特定有機化学物質）を原料として、別の施設でDOC/PSFを製造した場合、ひとつめの施設で製造されたDOC/PSFの製造量は、事業所での製造総量に含まれていますか。
 - ポリマー等届出対象外の物質の中間体としてDOC/PSFを製造した場合、その製造量は事業所での製造総量に含まれていますか。
- (詳しくはホームページの“届出参考資料集”を参照して下さい。)
- <以下必要に応じ>
- (代表者でない方による届出の場合) 委任状を添付しましたか。

本届出は暦年（1月～12月）単位です。

届出日を記入してください。

法人の場合、会社名、代表者の役職名及び氏名の記載が必要です。工場長など代表者でない方が届け出る場合は、代表者の委任状を添付してください。

公印（代表者印）捺印は不要です。

公的な書類で確認可能な正式名称を記入してください。

製造量の合計の仕方に注意してください。
(下記チェックリストを参照)

実験施設でも、そこで製造した有機化学物質を販売した実績がある場合は届出が必要です。
年の途中で稼働を開始したり停止したりしたものがある場合は、それらの施設も全て含めた数を記入してください。

チェックリストとしてお使いください。
(提出時には削除してください)

記入例（様式 22：特定有機化学物質の実績届出）

4つの施設（プラント）で、特定有機化学物質（PSF）を590t（内訳：施設①…15t、施設②…150t、施設③…385t、施設④…2種類のPSFを20tずつ計40t）製造した事業所の場合

事業所における有特定有機化学物質の製造量合計が30tを超えた場合、様式22の届出が必要です。
 特定有機化学物質は有機化学物質と同様、特定物質、指定物質、オリゴマー、ポリマーや、その製造工程における化学反応に合成反応を含まないもの、発酵により合成されるものは含みません。

化学反応と合成反応と関係はホームページの「有機化学物質届出に係る「合成反応」の定義事例集」を参照下さい。

https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/cwc/todokede.html

対象期間（暦年）や対象物質の定義（りん、硫黄又はふっ素を含む有機化学物質）に注意して下さい。

様式第22（第23条関係）

製造実績届出書

2022年1月23日

経済産業大臣殿

経済産業化学株式会社
 代表取締役社長 経済 太郎
 東京都千代田区霞が関1丁目3番1号

化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律第29条第2項の規定により次のとおり届け出ます。

| | | |
|---|---------------------|------|
| 製造をした事業所の名称 | 経済産業化学株式会社 東京工場 | |
| 製造をした事業所の所在地 | 東京都経産市化学町123番地 | |
| 事業所において製造をした特定有機化学物質のその製造施設ごとの総量が属する区分 （該当する区分に該当する製造施設の数を入力すること。） | 200トン未満（うち30トン未満） | 3（1） |
| | 200トン以上1,000トン未満 | 1 |
| | 1,000トン以上10,000トン以下 | |
| | 10,000トン超 | |

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

（記入／提出用簡易チェックリスト）

- 報告内容は暦年（1～12月）となっていますか。
 - オリゴマー、ポリマーや、その製造工程における化学反応に合成反応を含まないもの、発酵により合成されるものは除かれていますか。
 - 製造量は純分換算して算出していますか。
 - 事業所内で製造したPSF（特定有機化学物質）を原料として、別の施設でPSFを製造した場合、ひとつめの施設で製造されたPSFの製造量は、当該施設での製造総量に含まれていますか。
 - ポリマー等届出対象外の物質の中間体としてPSFを製造した場合、その製造量は、施設ごとの製造総量に含まれていますか。
 （詳しくはホームページの“届出参考資料集”を参照して下さい。）
- <以下必要に応じ>
- （代表者でない方による届出の場合）委任状を添付しましたか。
 - （前回の届出から変更が生じた場合）変更点の説明メモを添付しましたか。

本届出は暦年（1月～12月）単位です。

届出日を記入してください。

法人の場合、会社名、代表者の役職名及び氏名の記載が必要です。工場長など代表者でない方が届け出る場合は、代表者の委任状を添付してください。

公印（代表者印）捺印は不要です。

公的な書類で確認可能な正式名称を記入してください。

（例）3施設（施設①：15t、施設②：150t、施設④：40t）が該当します。

（例）（1）は1施設（施設①：15t）が該当します。

（例）1施設（施設③：385t）が該当します。

チェックリストとしてお使いください。（提出時には削除してください）